

令和5年4月27日

各認定訓練施設代表者 殿

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長
神 奈 川 県 知 事 黒 岩 祐 治
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う県の対応について（通知）

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「五類」に見直されます。

県では本日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催し、県の取り組みの変更点について議論しました。

事業者の皆様における5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への対応については以下のとおりです。

- ・感染防止対策は、国や自治体が一律に求めることはなくなり、事業者の皆様が自主的に取り組んでいただくことがベースとなります。
- ・「感染防止対策取組書」は様式を一部見直し、県ホームページで様式を提供しますので、ご希望に応じてダウンロード可能です。
- ・県ホームページで事業者の自主的な取組の参考となる情報を提供しますので、ご参考にしてください。
- ・「飲食店等感染防止対策実施店認証制度」は5月7日で終了します。

上記詳細については別添「第75回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料」のとおりです。

これまで様々な感染防止対策に御協力いただき、ありがとうございました。

別添

- ・ 知事メッセージ
- ・ 第75回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料

問合せ先

産業労働局労働部産業人材課

技能振興グループ 吉川、冠木

電話 045(210)5720

知事メッセージ

ゴールデンウイークが明ける5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型が、季節性インフルエンザと同じ5類に見直されます。これにより、令和2年1月に国内で初めての感染が本県で発生し、その翌月、横浜港に着岸したダイヤモンドプリンセス号での集団感染への対応から始まった、3年間を超える新型コロナとの戦いも、ようやく出口を迎えることとなりました。

この間、実に8回に及ぶ感染拡大の波に見舞われましたが、本県は県内医療機関をはじめとする多くの方々の協力・連携により、40を超える「神奈川モデル」を打ち出し、医療の提供や療養支援、事業者の皆さんのサポートなどを行ってきました。そして県民の皆さんには、外出の自粛、営業時間の短縮といった行動制限や、様々な感染防止対策などをお願いしてきました。

県民の皆さん一人ひとりのご理解とご協力、そして医療関係者の皆さんのご尽力など、本県の総力を挙げた取り組みにより、かつて経験したことのない、厳しい局面を乗り切ることができました。改めて、全ての県民、事業者、関係機関の皆さんに、心より感謝を申し上げます。

5月8日からは、新型コロナへの対応は大きく変わります。これからは外出自粛のような厳しい措置をお願いすることはありませんが、換気や手洗い、場面に応じたマスク着用などの基本的な感染防止対策を、それぞれ個人の判断でとっていただくようお願いします。

また、医療提供体制については、今までの、新型コロナを特別な病気として峻別する対応から、特別な扱いはせず、通常の疾患として幅広い医療機関で診療いただく体制に変わります。

しかしながら、ウイルスはなくなるわけではありませんので、新型コロナは、これからも感染の波を繰り返していくと思われます。

そこで、県は、県民の皆さんのが安心して必要な医療を受けられるよう、コロナに対応する病床の準備や外来対応を行う医療機関の取組を支援す

るとともに、こうした情報を県民の皆さんに幅広く提供を行うほか、療養中の相談にも対応する専用ダイヤルも継続します。

さらに、感染により衰弱したり、持病を悪化させるなどして重症化するリスクの高い高齢者の方が生活されている施設への対応については、これまでと同様に注力していきます。

このように、新型コロナが5類となっても、必要な対応についてはしっかりと継続し、県民の皆様が安心して生活ができるよう努めていきます。

5月8日から、本格的なウィズコロナの社会がスタートします。ウイルスと共に存し、社会・経済活動の活性化を図るために、引き続き、県の総力を挙げて取り組みたいと思いますので、ご協力をお願いします。

令和5年4月27日

神奈川県知事 黒岩 祐治

第 75 回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 次第

日 時 令和 5 年 4 月 27 日 (木) 14 時 30 分 から

場 所 西庁舎 6 階災害対策本部室

議題・報告

1 5 月 8 日 以降の県の体制について

2 新型コロナウイルス感染症の類型変更について

5月8日以降の県の体制について

令和5年4月27日

「新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部」の廃止について

政府対策本部が廃止(特措法第21条第1項)



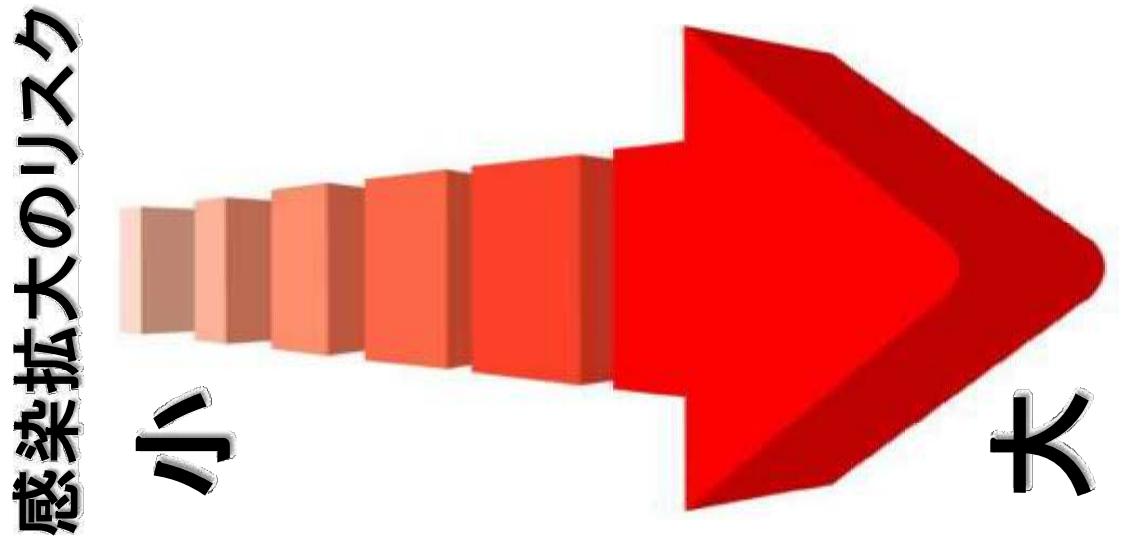
「新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部」を廃止する。(特措法第25条)

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が廃止



「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び
「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」を廃止する。

本県の危機管理体制について



危機管理対策会議幹事会
危機管理対策会議



危機管理対策本部



法定の対策本部

健康医療局

2023年4月27日

新型コロナウイルス感染症の 類型変更について

神奈川県



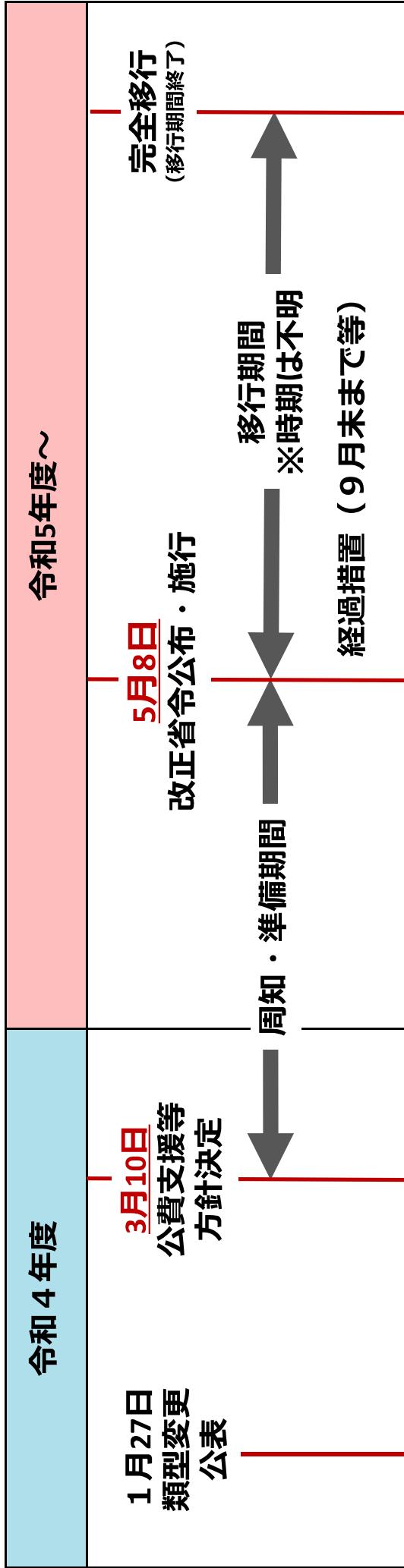
5月8日 感染症法における位置づけが5類に変更



神奈川県

分類	分類の考え方	規定されている感染症
一類感染症	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が極めて高い感染症	エボラ出血熱、ペスト等
二類感染症	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症	結核、SARS、MERS等
三類感染症	特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症	腸管出血性大腸菌感染症、コレラ等
四類感染症	動物、飲食物等の物件を介してヒトに感染する感染症	狂犬病、マラリア、デング熱、サル痘等
五類感染症	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症	インフルエンザ、性器クラミジア等
新型インフルエンザ等感染症	・インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することなどたるもの ・かつて世界的規模で流行したインフルエンザ又はコロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものの	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等
指定感染症	現在感染症法に位置付けられていない感染症について、一～三類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの	政令で指定
新感染症	人から人に伝染する未知の感染症であって、り患した場合の症状が「重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康医療に重大な影響を与えるおそれがあるもの」	

類型変更に伴うスケジュール



5月8日から コロナ対応が変わります



発熱や体調不良で医療機関を受診するときは

コロナ対応が 変わる!

5月8日

ウイズコロナの日常

- 外出などの制限がなくなります
- 患者登録・健康観察などはなくなります
- 保険診療（一部自己負担）になります

コロナウイルスはなくなりません



注意 受診の前に受電話をしてから

かかりつけ医や近所の医療機関を受診

高額なコロナ治療薬抗ウイルス薬等無料

外出制限なし

公共交通機関で受診マスク着用

5月8日から コロナ対応が変わります

かながわ県のたより 5月号

2 かながわ県のたより 令和5(2023)年 5月号 No.818

新型コロナウイルス 感染症が**5類**へ どう変わる? 私たちの生活

変わること

- 感染者への外出制限、隔離などの制限がなくなります
- 感染時の公共交通機関の利用 → 可能です
- 宿泊療養施設、療養期間中の外出制限
在宅療養等で自己負担ができない高齢者に対しては例外があります
- 濃厚接触者の待機 → なくなります
- 感染者全てを把握しなくなります
- 県の陽性者登録窓口 → 廃止します

5月8日から 新型コロナの感染症法^{※上}上の位置付けが**5類**に変更されます。
医療提供体制や私たちの生活にどのような影響があるのかご紹介します。
※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

5類に移行しても、ウイルスが消えるわけではありません。
手洗い、換気などの基本的な感染防止対策はこれからも継続しましょう。

詳しくはこち

変わらないこと

- ワクチン接種は令和5年度は引き続き自己負担なく受けられます

高齢者、医療従事者等

春夏(5月から)と秋冬(9月から)の2回接種

その他の方
秋冬(9月から)に1回接種

- コロナに関する電話相談窓口は、設置を延長します
- 発熱時の受診相談
- 陽性判明後の体調急変時の相談

- ☎ (0570) 056774 8~22時
※一部のIP電話など上記番号につながらない場合は
☎ 045(285) 0536
- 横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市・秦野市・厚木市・八王子市・東大和市・あきる野市・多摩市・立川市・町田市・八王子市・東大和市・あきる野市・多摩市・立川市・町田市

【上記記事に連絡する場合】新規コロナウイルス感染症専用ダイヤル ☎ (0570) 056774 ≈ 一部のIP電話などにつながらない場合は 045(285) 0536

1 医療提供体制（全体）



神奈川県

これまで 新型コロナウイルス感染症

 行政が指定した発熱診療等医療機関、
神奈川モデル認定医療機関で対応



症状が出たら・・・



これから

5月8日から

 より多くの一般の医療機関で対応

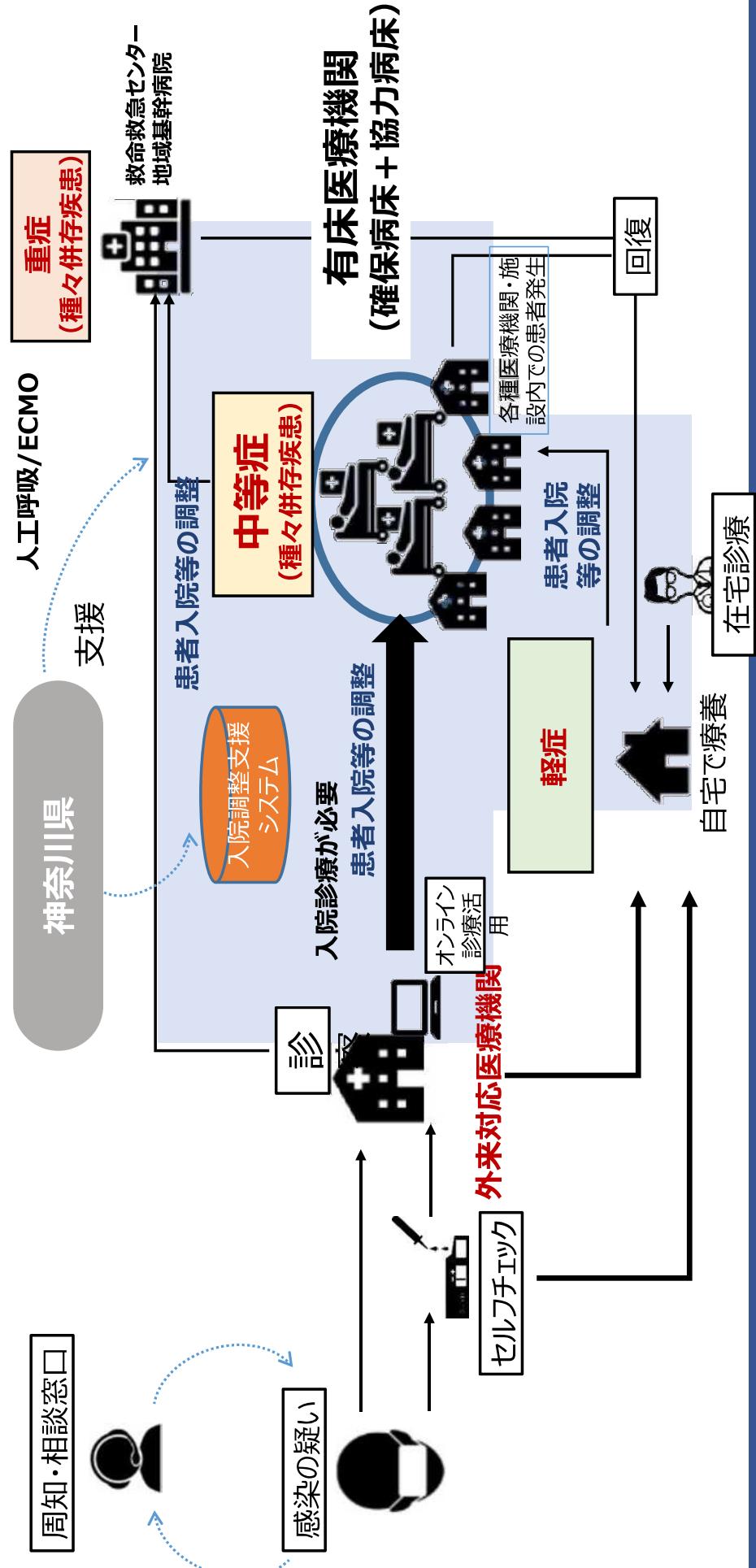
対応医療機関を拡大

- ・確保病床650床、協力病床1,550床程度による入院体制を準備
- ・「外来対応医療機関」を指定し公表
- ・自宅療養後の体調悪化時には再診を検討
- ・医療機関による入院調整を推進

R 4	R 5
                             	

1-2 5類移行後の運用体制「日常医療」

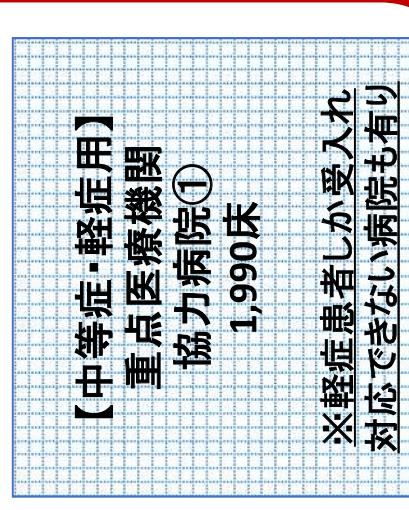
治療が必要な基本病態に対する医療提供



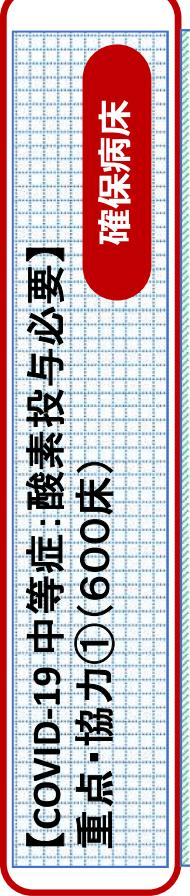
1-3 5類移行後の県のコロナ対応病床



第8波時点 (12/27)



5/8~9/30までの県の対応 ※第8波実績(に基づき再設定)



311床以上(12/27 G-MIS実績)

その他病院
311床
(自院発生時対応など)

診療報酬上の加算対象

1-4 外来対応医療機関

発熱診療等医療機関を「外来対応医療機関」にリニューアル

- ▶ 対面診療を実施する場合の院内感染対策
- ▶ 医療従事者への感染対策
- ▶ 検査体制の確保（コロナ検査可能であることは前提）
- ▶ **受入患者を限定しない（8月末までに移行）**
- ▶ **公表**

指定要件

- 医療機関名、受入患者の限定の有無、所在地、最寄駅、対象患者（成人、小児、妊婦等の種別）
- 検査の種類、対応する感染症（コロナのほか、インフルエンザ、RSウイルス、アデノウイルス、溶連菌等）
- 診療窓口電話番号
- 熱患者等に対する診療・検査対応時間
- 対応可能な言語、オンライン診療実施有無
- 在宅診療対応可否、医療機関HP（ある場合は経口抗ウイルス薬の投与の可否）

公表項目

現在の発熱診療等医療機関 約2,200

「受入患者を限定しない」や「公表」
「かかりつけのみ」や「非公表」

約9割 → 増加
+ 「公表」

「ががりつけのみ」や「非公表」
約1割

2 患者等に対する公費支援



神奈川県



これまで 新型コロナウイルス感染症

公費で負担	原則として、検査・治療・入院は 全額公費負担
-------	---------------------------

これから

5月8日から

他の疾患と同じく、一部を除き
自己負担あり、当面9月末まで
公費支援を継続



- ・**新型コロナ治療薬の費用は当面9月末まで無料**
- ・新型コロナ治療のための**入院医療費**は、当面9月末まで、高額療養費の自己負担限度額から、**2万円を減額**（2万円未満の場合はその額）
その他の外来医療費、検査の公費負担(は終了)
(保健所長の判断による行政検査(は除く))
検査無料化事業終了
- ・入院勧告がなくなることから、**患者搬送は終了**

現在 (~5/7)	検査 無料 (公費負担)	5類移行後 (5/8~)	保険診療 (自己負担あり)
			保険診療 (自己負担)
			無料 (公費負担)
			保険診療 (自己負担)
			無料 (公費負担)

2-2 医療費に対する公費支援の例



【位置づけ変更後（5/8～）の医療費のイメージ】

○外来医療費

（厚生労働省説明資料より抜粋）

	現在（～5/7）	コロナ インフル	コロナ（※1・2） インフル（※1）	5/8～ コロナ インフル	（参考）新型コロナ治療薬の支援がない場合
75歳以上 (1割負担)	860円	1,170円	1,240～1,390円	1,330～1,480円	コロナ インフル
70歳未満 (3割負担)	2,590円	3,510円	3,710～4,170円	3,990～4,450円	10,670～10,820円 1,330～1,480円
					32,010～32,470円 3,990～4,450円

【前提】5/8以降は、初診料等に含まれるコロナ特別について、院内感染対策を引き続き評価しつつ、届出の簡略化といった事務負担軽減等に伴い見直し。新型コロナはカロナール・ラゲブリオ、インフルはカロナール・タミフルを処方するものとして計算

※1 陽性判明前の検査料等・コロナ陽性判明後の医療費について5/8以降は自己負担が発生

※2 コロナ治療薬の自己負担分は公費で補助

○入院医療費

75歳以上	現在（～5/7）		5/8～		（参考）新型コロナの補助がない場合
	コロナ (食事代)	インフル (食事代)	コロナ (食事代)	インフル (食事代)	
住民税非課税 (所得が一定以下) (17%)	0円 (0円)	15,000円 (1,800円)	0円 (3,000円)	15,000円 (1,800円)	コロナ (食事代) インフル (食事代)
住民税非課税 (24%)	0円 (0円)	24,000円 (3,780円)	4,600円 (6,300円)	24,000円 (3,780円)	15,000円 (3,000円) 15,000円 (1,800円)
～年収約383万 (52%)	0円 (0円)	24,000円 (8,280円)	37,600円 (13,800円)	24,000円 (8,280円)	24,600円 (6,300円) 24,000円 (3,780円)
					57,600円 (13,800円) 24,000円 (8,280円)

【前提】5/8以降は、重症・中等症患者等の特例措置について、業務・人員配置の効率化が図られている実態等を踏まえ見直し（4～6倍→2～3倍など）を実施。新型コロナは中等症で10日間、インフルは6日間入院したものとして計算

※所得区分の（）内の%は年代区分の加入者数に占める当該所得区分に該当する人数の割合

3 患者把握



これまで 新型コロナウイルス感染症

発生届等により患者を全数把握



これから

5月8日から

定点医療機関の報告で感染動向把握



・発生届提出及び患者の特定はなし

・陽性者登録窓口廃止

・インフルエンザ/COVID-19定点医療機関による患者数報告

によりサーベイランス実施

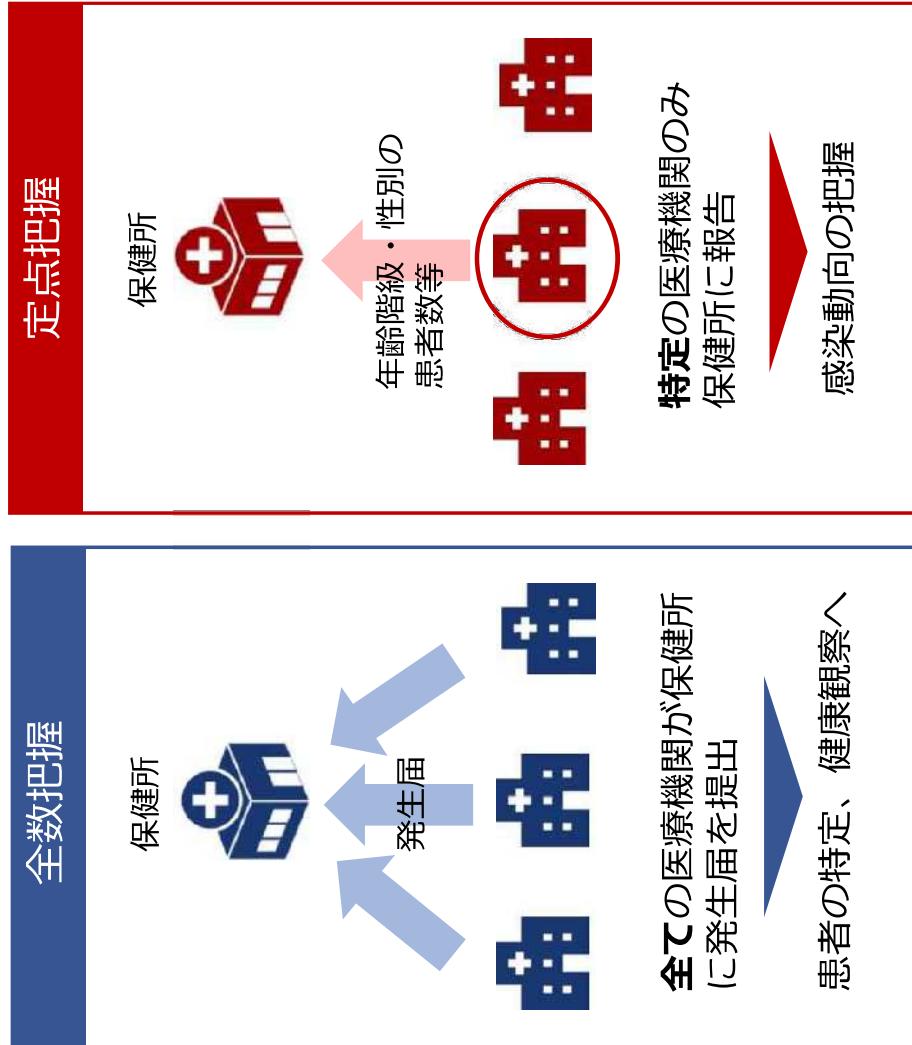
・下水疫学サーベイランスで患者発生傾向を補完

・濃厚接触者の特定なし

・患者・濃厚接触者の外出自粛要請なし

・日々の患者発生状況の把握・記者発表は実施しない

・県衛生研究所の週報で公表



特定の医療機関のみ
保健所に報告
→
感染動向の把握

3-2 感染状況等の公表

終了

- 日々の患者発生状況、療養者数、死亡者の把握及び記者発表
- LINEノバーソナルサポートでの感染者数等の配信
(最終配信は5/2予定)

(イメージ) 県衛生研究所HP週報

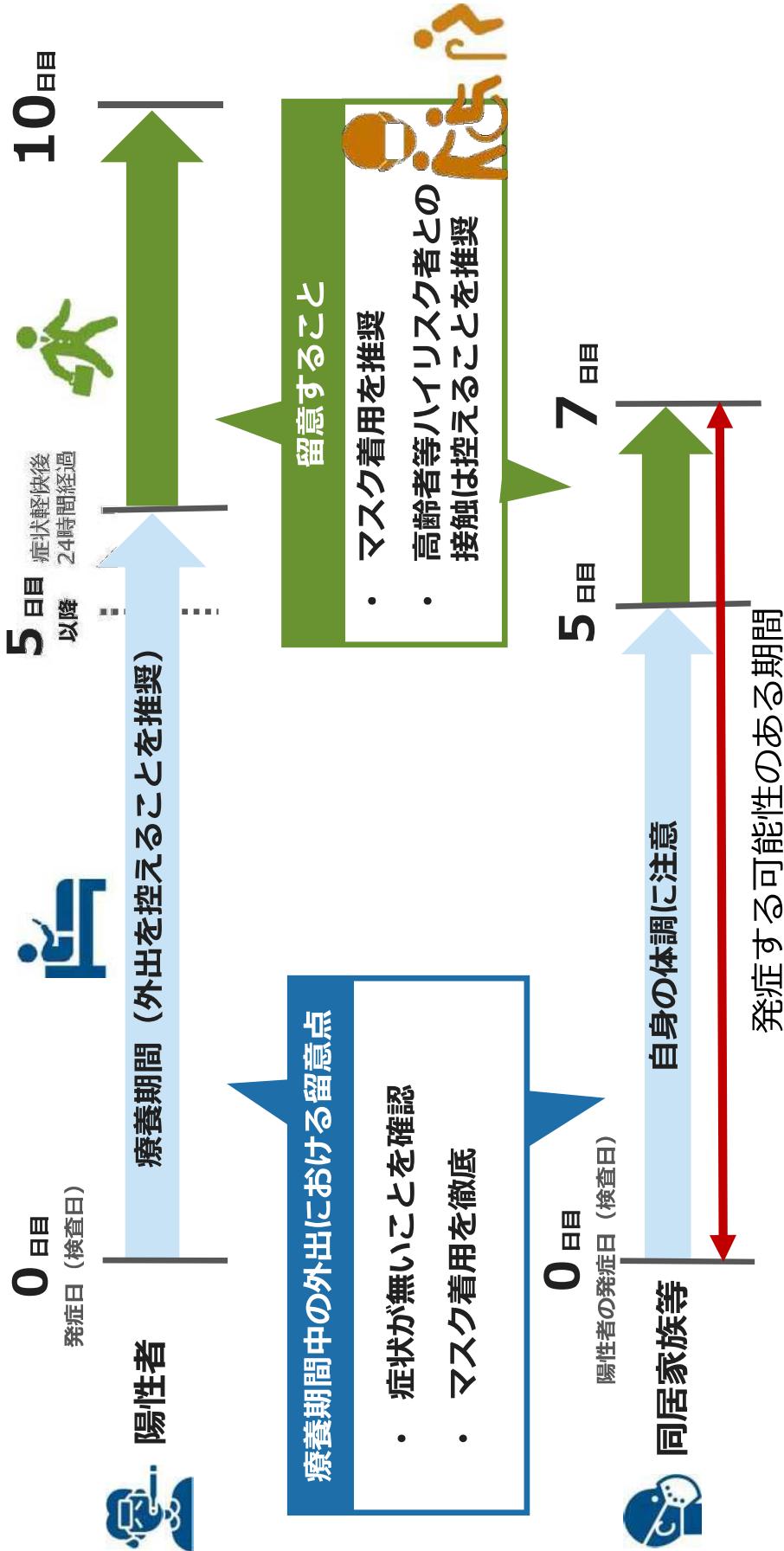
表1 報告数・定点当たり報告数 疾病、政令市・保健所別 (その1)
2023年09週(02月27日～03月05日)

神奈川県 全県	インフルエンザ (高齢原生鳥イフルエンザ を除く)	新型コロナウイルス 感染症	RSウイルス感染症		咽頭結膜熱	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	報告数	定点当たり 報告数	定点当たり 報告数	報告数	定点当たり 報告数
			報告数	定点当たり							
4,042	11,35	-	-	-	33	0.14	13	0.06	72	0.31	
1,438	10,35	-	-	-	2	0.02	6	0.07	16	0.18	
746	12,23	-	-	-	3	0.08	3	0.08	19	0.51	
428	10,97	-	-	-	24	0.80	1	0.03	16	0.53	
県域 (横浜市、川崎市、相模原市、 茅ヶ崎市、藤沢市、平塚市、秦野市、 鎌倉市、三崎センター、厚木大和センター)	1,430	12,22	-	-	4	0.05	3	0.04	21	0.28	
横須賀市	81	5,79	-	-	-	-	-	-	-	-	
藤沢市	196	12,25	-	-	1	0.10	2	0.20	1	0.10	
茅ヶ崎市	147	13,36	-	-	-	-	1	0.14	3	0.43	
平塚	114	10,36	-	-	3	0.50	-	-	6	0.86	
秦野センター	100	10,00	-	-	-	-	-	-	3	0.50	
鎌倉	102	10,20	-	-	-	-	-	-	-	-	
鎌倉 三崎センター	15	7,50	-	-	-	-	-	-	-	-	
小田原	119	13,22	-	-	-	-	-	-	-	-	
足柄上セントラル	1	0,20	-	-	-	-	-	-	-	-	
厚木	453	26,65	-	-	-	-	-	-	2	0,18	
厚木 大和センター	102	8,50	-	-	-	-	-	-	3	0,38	

- 県衛生研究所の週報で公表
- 感染拡大に伴う注意報、警報発
- 出時には、ホームページ等で公表
(インフルエンザと同様に、流行の指標となる
注意報、警報の概念が、国から示された場合)

3-3 療養期間の目安

※個人や事業者の判断に資することが原則



4 保健所による患者支援等



神奈川県

これまで

新型コロナウイルス感染症



健康観察、コロナ119・療養サポート
宿泊療養施設の設置等

これから

5月8日から



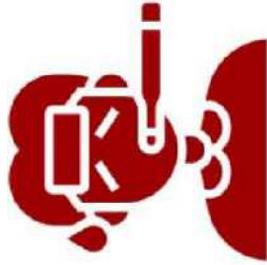
健康観察、コロナ119・療養サポートの廃止
総合的な相談窓口(は)継続

- ・**患者の外出自粛要請がなくなる**ため、健康観察(は)廃止
- ・ノルスクオキシメーター、食料品等の配送(は)廃止
- ・コロナ119・療養サポート窓口、軽症者等及び医療従事者等向けこここの電話相談(は)廃止
- ・総合的な相談窓口として、**看護師を配置した上で、新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルを継続**
- ・隔離のための宿泊療養施設(は)廃止
- ・**高齢者コロナ短期入所施設(さがみ緑風園内)のみ**
9月末まで継続(食費相当分を自己負担)

専用ダイヤル



感染したら…



外出制限なし
症状があればマスクをして



高齢者コロナ短期入所施設



4-2 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルを継続



新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

ゼロゴーナナゼロ ゼロコロナなし
0570-056774

ナビダイヤルのため定額通話プラン等の適用対象外です

一部のIP電話など上記番号につながらない場合 **045-285-0536**

音声案内

1 体調悪化時の相談

2 医療機関紹介希望

3 その他 1、2の関連相談



各保健所設置市（横浜市、川崎市、相模原市、
横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市・寒川町）
においても相談窓口を継続

	運営時間	電話番号
横浜市	24時間 (年中無休)	0120-547-059
川崎市	24時間 (年中無休)	044-200-0730
相模原市	24時間 (年中無休)	042-769-9237
横須賀市	8:00～22:00 (年中無休)	046(822)4308
藤沢市	8:00～22:00 (年中無休)	0466-50-8200
茅ヶ崎市 寒川町	(平日) 9:00～19:00 (土曜) 9:00～17:00 (日祝) 運営なし [7/1～] (終日) 8:00～22:00	[5/8～6/30] 0467-55-5395 [7/1～] ※2

※ 1 横須賀市相談窓口の運営時間については調整中
※ 2 茅ヶ崎市・寒川町相談窓口の7月1日以降の電話番号については調整中

4-3 宿泊療養施設の段階的運営終了



神奈川県

項目	施設名	所在地	受入可能室数	療養者受入れ期間			原状回復期間 9/30
				4/7	4/17	5/7	
①	アリバテル＜横浜関内＞	横浜市中区	375	▲	▲	▲	
②	レンブラントスタイル本厚木	厚木市	126	▲	▲	▲	
③	R&Bホテル新横浜駅前	横浜市港北区	199	▲	▲	▲	
④	ベストウェスタン横浜	横浜市鶴見区	118	▲	▲	▲	
⑤	JR東日本ホテルメッツかまくら大船	鎌倉市	130	▲	▲	▲	
⑥	ホテルグリーン	小田原市	16	▲	▲	▲	
⑦	新横浜国際ホテル（本館）	横浜市港北区	188	▲	▲	▲	
⑧	パークインホテル厚木 (トラベリンを含む)	厚木市	234	▲	▲	▲	
⑨	湘南国際村センター	葉山町	95	▲	▲	▲	
⑩	高齢者コロナ短期入所施設	相模原市	30	▲	▲	▲	
受入可能室数計			1,511	4/8~ 811	4/18~ 547	5/8~ 30	

5 高齢者施設等における対応

これまで

新型コロナウイルス感染症



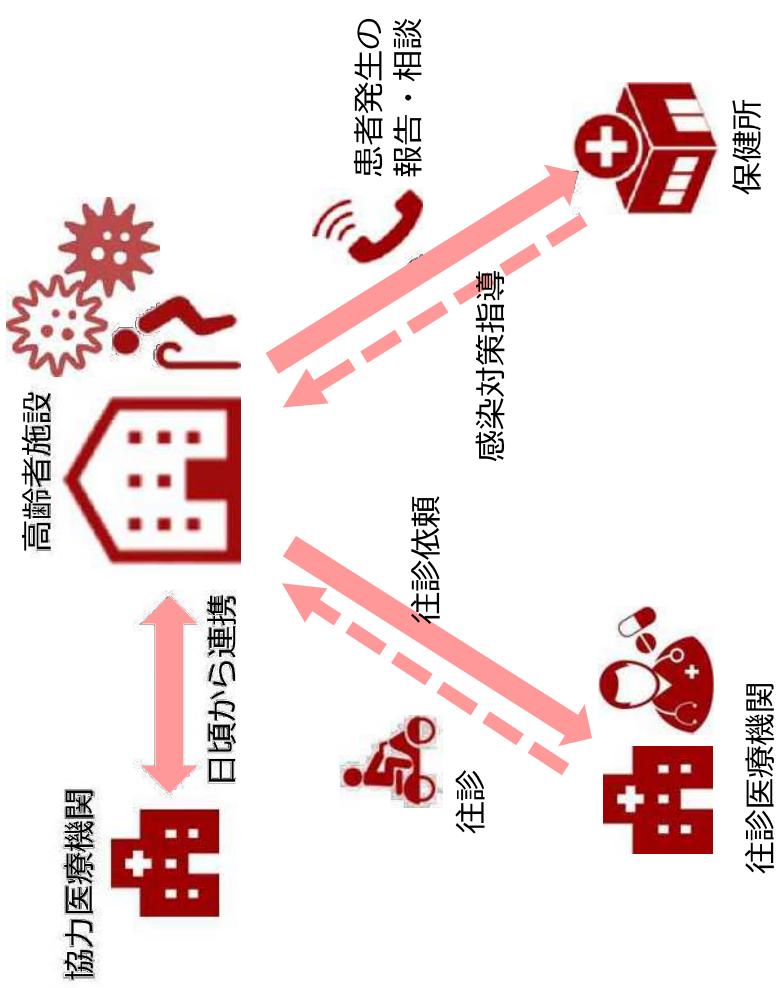
保健所による検査や治療調整
往診等の協力医療機関の確保
人材や物資確保に対する補助等

これから

5月8日から
引き続き、ハイリスク者対応として
重点的に支援

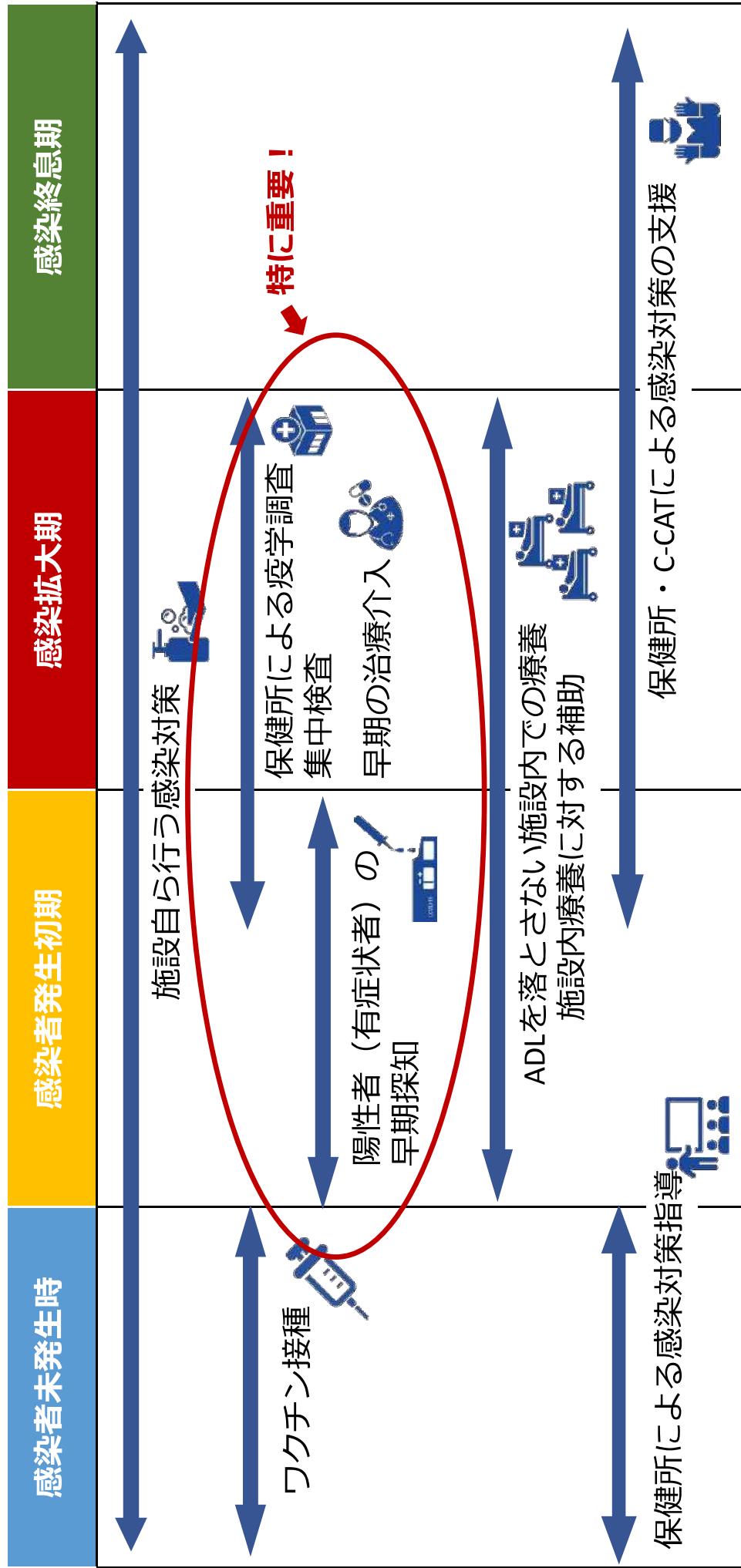


保健所による検査や治療調整
往診等の協力医療機関の確保
人材や物資確保に対する補助等

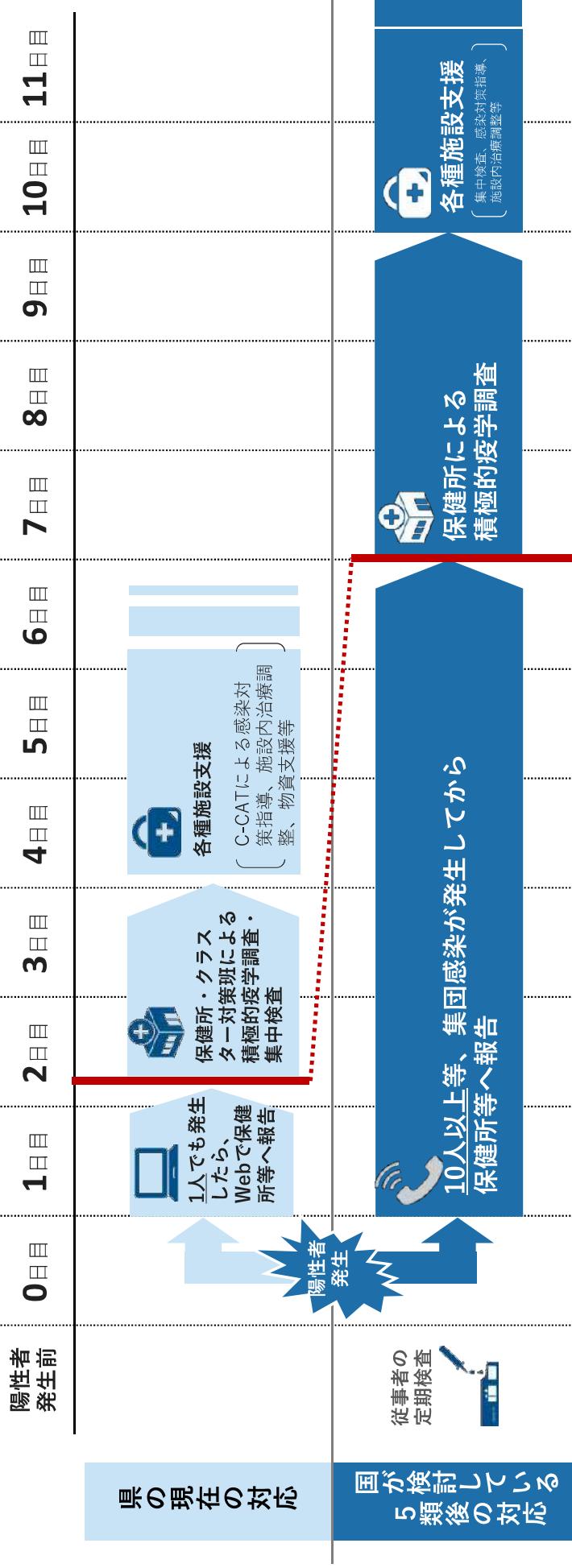


- ・感染対策指導(は保健所が適宜実施)
- ・陽性者発生後の集中検査は、保健所の判断により行政検査として実施(公費負担)
- ・C-CATによる感染対策の支援を継続
- ・施設内療養に対する補助(は当面継続)

5-2 高齢者施設では重点的な支援を継続



5-3 施設への早期介入が効果的



国が検討している5類移行後の対応では、発生後の介入が遅くなり、感染拡大防止が困難

→ 引き続き、早期介入できる体制を確保することが重要

6 ワクチン接種

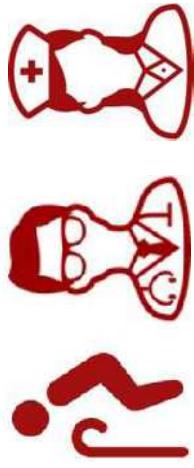


これまで 令和4年度まで



予防接種法の特例臨時接種（自己負担なし）
年に複数回の実施

高齢者や医療従事者等

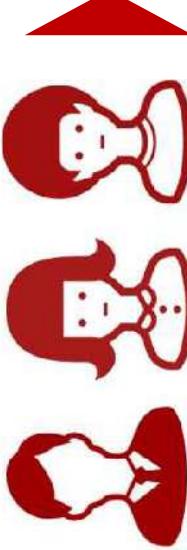


これから 令和5年度



予防接種法の特例臨時接種の延長
個別医療機関を中心とする体制へ

その他の方



春夏（5～8月）と
秋冬（9～12月）
2回接種

秋冬（9～12月）
に1回接種

- ・高齢者等の重症化リスクの高い者や医療施設等
従事者は**春夏（5～8月）、秋冬（9～12月）**
の2回接種を実施
- ・その他の方は**秋冬（9～12月）に1回接種を実施**
- ・初回接種（1・2回目接種）は引き続き実施
- ・**個別医療機関を中心とする体制への移行を推進**
- ・引き続き市町村主体で接種を実施
- ・副反応等の専門相談体制（県において当面の間、**継続**）

6-2 県内ワクチン接種体制



接種機会の確保



- 5/8から高齢者等を対象とした「**令和5年春開始接種**」が開始

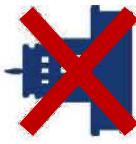
- 市町村において個別医療機関での接種機会を確保済み
- 一部市町村では、引き続き集団接種会場を設置予定

副反応相談体制



- 副反応等相談コールセンター（24時間体制）の運営
- 接種医・かかりつけ医等からの相談・紹介を受ける副反応協力医療機関の確保

県大規模接種会場



- 「令和5年春開始接種」は対象者が少なく、市町村の実施により接種機会が確保されているため、県大規模接種会場は**設置しない**

※9月以降の設置の有無は検討中

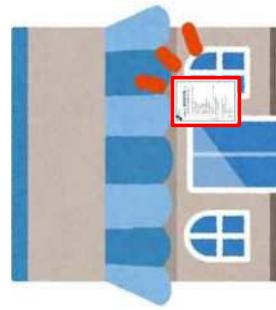
継続

終了

事業者における対応

「感染防止対策取組書」について

- 5月8日から、感染防止対策は、国や自治体が一律に求めることはなくなり、事業者の皆さまが自主的に取り組んでいただくことがベースとなる
- 事業者の自主的な取組を支援するため、お店や施設が行っている感染防止対策を見える化し、利用者や地域の安心につなげる**「感染防止対策取組書」****については、様式を一部見直した上で、引き続き、掲示したい事業者がダウンロードできるよう、県ホームページで様式を提供**
- 県ホームページで事業者の自主的な取組の参考となる情報を提供



※ 飲食店における感染防止対策である「飲食店等
感染防止対策実施店認証制度」は、5月7日に終了

<新様式>

県における5月8日以降の感染防止対策について

1 基本的な対応

(1) 感染防止対策の考え方

県機関が事業者として感染防止対策を実施するにあたり、県民に不安を与えないよう留意し、適切な感染防止対策を行う。

(2) 具体的な対応

- 換気、3密回避、手指衛生に留意
- マスクの着用は、個人の主体的な選択が尊重されるが条件により着用
 - ・医療機関等では常時着用
 - ・窓口対応等対面で県民と接する際に着用を求められた場合などは着用
- 消毒液、検温装置の設置は各施設等の判断で対応
- コロナ感染防止のための職場内消毒は不要
- 各庁舎管理者は、それぞれ実施する感染防止対策を、新たな「感染防止対策取組書」に記載して施設入口に掲示（指定管理施設も同様）

2 施設や時期等における留意事項

(1) 施設における考慮事項

保健福祉事務所など重症化リスクのある方の利用が多い施設は、その特性に応じた対応に努める。

(2) 時期における考慮事項

感染が急拡大している時期や季節性インフルエンザとの同時流行など、状況に応じて対策強化も検討する。

3 職員が感染した場合等の対応

- コロナへの罹患が疑われる体調不良の際は、無理をせず、自宅で休養とともに、各自が備える検査キットでのセルフチェックを行う。
- 抗原検査キットでコロナ陽性が判明した場合、65歳以上の高齢者及び基礎疾患有する者（以下「ハイリスク者」という。）やハイリスク者以外でも症状が重い者（体調に応じて必要と感じた方）は、事前に医療機関に連絡のうえ受診することとし、それ以外の者は自宅での療養を推奨。

県教育委員会における5月8日以降の教育活動等について

1 公立学校における対応について

(1) 県立学校

令和5年〇月〇日付け文部科学省通知を踏まえ、引き続き換気の確保などの感染症対策を講じながら、通常の教育活動を実施する。

ア 感染症対策について

- 児童・生徒等、教職員には、マスクの着用は求めない。
- 発熱や咳等、風邪症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するよう促す。
- 気候上可能な限り常時、2方向の窓を同時に開けて換気を行う。
十分な換気の確保ができない場合には、サーキュレータや空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を検討する。
- 外から教室に入る時など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導する。
- 清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要とする。

イ 感染者発生時の対応について

- 感染が判明した児童・生徒等に対しては、出席停止（発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで）の措置を講じつつ、ICTの活用等により、学習保障を行う。
- 臨時休業については、季節性インフルエンザと同様に、学習保障に留意しつつ、必要な範囲・期間で実施する。

(2) 市町村立学校

上記の県立学校における対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう、市町村教育委員会に依頼する。

2 県立社会教育施設における対応について

社会教育施設については、必要な感染症対策を講じつつ通常開館する。